

令和5年度支部事業計画及び 支部保険者機能強化予算について

(令和5年3月31日付報告・一部抜粋)

令和5年度奈良支部事業計画

分野	具体的施策等
令和5年度事業計画のコンセプト	<ul style="list-style-type: none">・協会けんぽでは、「保険者として健康保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図る」ことを基本使命としている。・この使命を実現するため、令和5年度まで3年間の中期計画である「保険者機能強化アクションプラン(第5期)」と単年度の計画である事業計画を連動させ、各KPIを確実に達成することを目指す。・また、令和5年度は、保険者機能強化アクションプラン(第5期)の最終年度である。このため、これまでの実施状況等を検証し、各KPIを確実に達成すべく、同プランの事業運営の3つの柱を基本方針とし、主な重点施策に着実に取り組む。・医療保険制度の持続性確保のため、中長期的な視点から健全な財政運営に努めるとともに、加入者及び事業主の皆様に、今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政についてご理解いただくため、協会決算や今後の見通し、インセンティブ制度に関する情報発信を行う。・奈良支部の令和5年度の重点施策は、医療費・健診情報等の分析により抽出した支部特有の課題である次の4つとする。<ul style="list-style-type: none">➢ コラボヘルスの推進➢ 生活習慣病予防健診・事業者健診のデータ取得の実施率向上➢ ジェネリック医薬品の使用促進➢ メンタルヘルス対策の推進

基盤的保険者機能関係

(1) 基盤的保険者機能関係

適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。

① 健全な財政運営

- ・中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。
- ・今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。
- ・医療費適正化等の努力を行うとともに、奈良県等の会議及び協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。特に、令和5年度は、第4期医療費適正化計画等の都道府県における策定作業が行われることから、当該作業に積極的に参画するとともに意見発信を行う。

【重要度：高】

協会けんぽは約4,000万人の加入者、約250万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。

【困難度：高】

協会けんぽの財政は、近年安定しているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。

② サービス水準の向上

・適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。

i) 現金給付の迅速な支払い

・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守するため、引き続き、進捗状況の適切管理及び着実な実施により、正確・迅速・丁寧な処理で安定した給付を提供する。

ii) 申請書の郵送化促進

・引き続き、任意継続セットの使用を促進するとともに、電話・窓口対応時における奨励や広報媒体の活用により各種申請の郵送化を促進する。

iii) お客様満足度の向上

・これまでのお客様満足度調査の結果を踏まえ、課題である電話相談の満足度が向上するよう、引き続き、奈良支部の弱みを示した「電話対応自己チェックシート」を活用し接遇向上を図る。また、お客様の声に基づく加入者の意見や苦情等から奈良支部の課題を見だし改善する。

【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードの100%達成に努めている。なお、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加している一方、一定の職員数でサービススタンダードを遵守していくには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時履行する必要がある。

また、申請件数が、一時的に急増した場合等においては、支部内の事務処理体制を、緊急的に見直し対応する必要があり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。

- KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする
- ②現金給付等の申請に係る郵送化率を98%以上とする

③ 限度額適用認定証の利用促進

- ・オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関に申請書を配置するなどにより利用促進を図る。
- ・医療機関の窓口で自己負担限度額区分を確認できる制度について、積極的に周知を図る。

④現金給付の適正化の推進

i) 現金給付審査の適正化

- ・標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ・傷病手当金と障害年金・老齢年金の併給調整を適正に実施する。また、傷病手当金受給者のうち、労働者災害補償保険法等に基づく給付を受けられる可能性のある者に対する支給状況を労働基準監督署等に照会し、適正に審査を行う。
- ・不正の疑いのある事案については、重点的な審査（事業主への立ち入り検査を含む）を行うとともに、保険給付適正化プロジェクトチーム会議を開催し事案の内容を精査し、厳正に対応を行う。
- ・日本年金機構との連携により、立入検査等の実施にあたっては、情報提供や合同実施等の協力を求める。

ii) 柔道整復施術療養費等の適正化

- ・柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位、頻回、長期の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診の適正化を図るため、加入者や施術所への文書照会を強化する。
- ・不正が疑われる事案等は、厚生局へ情報提供を行うとともに、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

- KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上での施術の申請の割合について対前年度以下とする

⑤ 効果的なレセプト内容点検の推進

- ・策定するレセプト内容点検行動計画に基づき、査定事例の集約・共有化などシステム点検の効率的な活用とともに、手術等高額レセプトへの重点的な審査や各点検員のスキルの向上を図ることで、査定率及び再審査レセプト1件当たりの査定額の向上に取り組む。
- ・社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理な差異の解消等）の進捗状況を踏まえ、協会における審査の効率化・高度化に取り組むとともに、今後のレセプト点検体制のあり方について検討する。
- ・社会保険診療報酬支払基金の審査支払新システムにより、コンピュータチェックで完了するレセプトと目視等による審査が必要なレセプトとの振り分けが行われること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（高点数レセプト等）を優先的かつ重点的に審査するなど、効果的かつ効率的なレセプト点検を推進する。

【困難度：高】

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた※。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

※電子レセプトの普及率は98.7%（2021年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

- KPI：①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率^(※)について対前年度以上とする
 (※) 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽ奈良支部の医療費総額
 ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

⑥ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進

- ・資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証の回収については、日本年金機

構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、あらゆる広報媒体や健康保険委員研修会等で積極的な広報を行う。

- ・ 返納金債権等について、納付期限前の架電や約束不履行者への迅速な警告を徹底することにより早期回収に努める。
- ・ 納付なき債務者に対しては、訪問による催告、就業先を経由した催告、弁護士からの催告等、催告の実施方法を工夫し確実な回収を図る。その後も納付なき債務者に対しては、費用対効果を踏まえた法的手続きを実施する。

【困難度：高】

電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にある。今後、電子申請による届出※1が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

また、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整※3が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

※1 社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。

※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。

※3 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）

- KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
- ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

⑦ 被扶養者資格の再確認の徹底

- ・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
- ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94%以上とする

⑧ オンライン資格確認の円滑な実施

- ・国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進・周知・広報等に協力する。

【重要度：高】

オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。

⑨ 業務改革の推進

- ・現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ・新業務システム（令和5年1月に導入）の効果を最大化するために、新たな業務フローを踏まえた柔軟かつ最適な事務処理体制等で業務の効率化を推進する。

【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

<p>戦略的保険者機能関係</p>	<p>(2) 戦略的保険者機能関係</p> <p>戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標</p> <ul style="list-style-type: none"> I 加入者の健康度向上 II 医療費等の質や効率性の向上 III 医療費等の適正化 <p>① データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、6か年計画の目標達成に向けて最終年度 の取組の着実な実施。</p> <p>上位目標：虚血性心疾患による入院外受診率を10%減らす。 上位目標に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新システムにより、可能な限り実績値の把握を支部で行い、必要な対策を効果的、効率的に実施する。また、必要に応じて学識経験者による助言を得ながらPDCAサイクルを回す。 ・第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）における目標の達成状況や効果的な取組等の評価を行うとともに、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定する。 <p>i) 生活習慣病予防健診・事業者健診データ取得・被扶養者の特定健康診査受診率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加入者合計 <ul style="list-style-type: none"> ・受診対象者合計：182,623人 ・受診（取得）見込者合計：106,519人 ・受診率目標：85.5% ○ 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：122,290人） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 受診率 56.0%（受診見込者数：68,483人） ・事業者健診データ 取得率 20.1%（取得見込者数：24,581人） ○ 被扶養者（受診対象者数：40,333人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 受診率 33.3%（受診見込者数：13,431人） ○ 健診の受診勧奨対策
-------------------	---

・特定健診受診率（生活習慣病予防健診・事業者健診データ取得・被扶養者の特定健康診査）の中で、受診率が低い生活習慣病予防健診の受診率向上に最大限努力すると同時に、令和5年度の計画終了時に65%の実施率を達成できるよう、事業者健診データの取得促進に向けて、事業所に対して事業者健診データ提供依頼の勧奨を行う。

■ KPI：特定健診実施率目標値 65.5%

- ① 生活習慣病予防健診受診率を 56.0%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を 20.1%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診受診率を 33.3%以上とする

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第3期特定健康診査等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

【生活習慣病予防健診】

- ・一般健診及び付加健診等の自己負担軽減になるため、受診率の低い10人未満の事業所を中心に受診勧奨等の取組を重点的に行い、実施率の向上を図る。
- ・上期に生活習慣病予防健診を受診されていない加入者個人に対し、下期にダイレクトメールによる健診受診勧奨を行う。
- ・実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選出し、健診・保健指導カルテ等を活用して、事業所訪問等の効果的・効率的な受診勧奨を行う。また、事業主に対して、令和6年3月に発送する年次案内で、生活習慣病予防健診のメリットや受診方法を積極的に広報する。
- ・新規委託健診機関の増加や休日受診できる健診実施機関の拡大等、受診環境充実に向けての行動計画を行う。

【事業者健診データの取得】

- ・事業者健診データの実施率への影響が大きいと見込まれる事業所を選定し、重点的かつ優先的にダイレクトメールで提供勧奨を上期に実施して、事業者健診データ取得促進を行う。
- ・同意書提出済事業所の健診データの取得について、提供可能な健診機関を増加させ、効率的かつ定期的に提供を受ける体制を構築する。
- ・奈良労働局等の関係機関と引き続き連携を図り、集団健診等での事業者健診データ取得を推進する。

【被扶養者の特定健康診査】

- ・協会主催の集団健診について、県内広範囲での会場設置、人口密集地・商業施設等での実施及び、実施回数を増やすことにより受診機会を充実させ受診率向上を図る。また、オプション検査の充実を図り、魅力的な健診実施により受診率の向上に努める。
- ・協会主催の集団健診時に、受診者にアンケートを実施して課題の洗い出しを行い、受診率向上に向けて対策を検討・実施する。
- ・奈良県医師会と協働で、かかりつけ医での特定健康診査の受診促進により受診率向上を図る。

ii) 特定保健指導の実施率の向上

○ 加入者合計

- ・特定保健指導対象者合計：20,248 人
- ・実施見込者合計：7,647 人
- ・実施率目標：37.7%

○ 被保険者（特定保健指導対象者数：18,985 人）

- ・特定保健指導

実施率	38.0%（実施見込者数： 7,215 人）
（内訳）協会保健師実施分	28.0%（実施見込者数： 5,316 人）
アウトソーシング分	10.0%（実施見込者数： 1,899 人）

○ 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,263 人）

・ 特定保健指導 実施率 34.2% (実施見込者数：432人)

■ KPI：特定保健指導実施率目標 37.7%

①被保険者の特定保健指導の実施率を 38.0%以上とする

②被扶養者の特定保健指導の実施率を 34.2%以上とする

【被保険者への保健指導】

- ・アウトソースによる事業所への保健指導案内を拡大し、効率化を図ることで、1日当たりの特定保健指導実施数の更なる増加に努める。
- ・健診当日に特定保健指導を実施している健診機関に、特定保健指導実施率向上を目的として、実施率向上の好事例の情報提供やトップセールスを実施する。併せて、課題を共有し、解決策を検討・実施する。
- ・特定保健指導外部委託機関数を増加させるとともに、大規模健診機関を中心に健診当日の特定保健指導の推進を図る。また、外部委託機関との合同研修会を実施し、好事例の共有を行い、特定保健指導の実施教及び質の向上を図る。
- ・特定保健指導専門業者への外部委託により、初回面談からの特定保健指導を更に推進させる。
- ・Web会議システムを活用した協会保健指導者による遠隔面談を積極的に行う。
- ・特定保健指導継続支援の外部委託を更に推進するとともに、外部委託業者との情報共有を図り、特定保健指導の途中中断率減少に努める。
- ・健康意識が高まる健診当日の特定保健指導等の効果的な利用勧奨等（未治療者への受診勧奨含む）について、令和5年度パイロット事業を活用し利用勧奨の実施及び利用勧奨事業の検証を行う。

【被扶養者の特定保健指導】

- ・加入者の利便性などに配慮し、集団健診当日に初回面談を実施する等、身近な場所で保健指導を受けることができる体制を整備する。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標

値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第3期特定健康診査等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは困難度が高い。

iii) 重症化予防対策の推進

○ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数（799人）

- ・ 血圧・血糖・LDLコレステロール値に着目した未治療者に対する受診勧奨を着実に実施する。
- ・ 二次勧奨後の受診率を上げるために、外部委託による文書と電話による受診勧奨を行う。
- ・ 一次勧奨域と他支部加入の対象者に対しては、本部受診勧奨の約1か月後に支部独自の回答書付き文書と、受診勧奨チラシを送付するとともに、未回答者に対しては再勧奨を行い受診率向上を図る。

■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.1%以上とする

【未治療者への受診勧奨】

- ・ 奈良県医師会と連携して、生活習慣病予防健診の結果、血圧・血糖・LDLコレステロール高値、かつ未治療者に対して、健診結果と同時に受診勧奨文書（レッドカード）を送付する。
- ・ 健診機関に対する説明会等を通じて、レッドカード事業契約健診機関数を増やす。
- ・ 特定健康診査の結果、血圧・血糖高値の家族（被扶養者）に対して文書にて受診勧奨を実施する。
- ・ 慢性腎臓病（CKD）の重症化対策を目的に、対象者に文書で受診勧奨を実施する。

【糖尿病性腎症重症化予防】

- ・ 糖尿病性腎症患者の透析移行を防ぐためにかかりつけ医の指示に基づき保健指導を行う。実施にあたり奈良市及び奈良市医師会と連携して奈良市在住在勤加入者への保健指導を実施する。
- ・ 奈良市以外の地域での実施については、奈良県医師会等の関係団体と連携を図りアウトソースにより実施する。

【慢性閉塞性肺疾患（COPD）予防】

- ・奈良市・奈良市医師会と連携して、COPD 予防として、喫煙者へ禁煙外来の受診啓発事業を実施する。併せて特定保健指導対象者の減少要因の調査・分析事業の中で、喫煙による影響分析を行い、次年度以降の支部事業に結びつける検討を実施する。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

iv) コラボヘルスの推進

- ・「職場まるごと健康宣言」について、宣言事業所に対してのサポートを充実させることにより「質の向上」を図る。また、「宣言事業所数の拡大」にも並行して力を入れることにより、県内加入事業所の健康経営の普及促進に努める。
- ・「職場まるごと健康宣言」及び健康経営優良法人認定事業所の更なる拡大に向け、好事例の取り組みをモデルケースとして、自治体、商工会議所等の経済団体や社会保険労務士会、生保・損保会社等協力事業者との連携により健康経営の普及促進を図る。
- ・健康経営の推進及び健康経営優良法人認定事業所数の拡大を図るため、関係団体との連携によりセミナーを開催するとともに、健康経営優良法人認定申請のサポートを事業所に対して行う。
- ・外部委託により保健師、管理栄養士、健康運動指導士などの専門職を加入事業所へ派遣して行う健康講座について、従来の事業所を訪問して実施する講座に加え、ICT（ZOOM など）を活用した講座も利用できるようにすることにより、加入事業所に利用していただきやすい環境を整える。また、生保・損保会社等協力事業者によるセミナーも併せて実施し、講座実施回数の拡大を図る。
- ・健康経営に積極的に取り組む事業所の好事例紹介をテレビ等により広報し、「職場まるごと健康宣言」の普及促進を図る。
- ・健康経営に取り組む事業所が健康課題を把握できるよう事業所単位で健康診断データ等を見える化した「事業所カルテ」を健康宣言事業所に配布するとともに、支部職員及び保健師・管理栄養士が事業所訪問する際に活用することにより事業所へのサポートを強化する。

- ・ 保険者として、事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策を推進する。

【重要度：高】

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（T H P指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

- KPI：健康宣言事業所数を 670 事業所（※）以上とする

（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- ・ 本部作成の広報基本方針及び広報計画に基づき、支部広報計画を策定する。
- ・ 健康保険委員委嘱者数の拡大に向け、郵送や訪問により未登録事業所や新規適用事業所への登録勧奨を行う。
- ・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、関係団体と連携して研修会の開催及び定期広報誌「けんぽ IZM（年 4 回）」による情報提供を行う。
- ・ 健康保険制度や健康づくり情報をタイムリーに届けるメールマガジンについて、内容の充実を図る。また、メールマガジンを情報提供ツールとして積極的に活用するため、新規に健康保険委員の登録をする際や健康保険委員でメールマガジン未登録の方に対して積極的に登録勧奨を行う。
- ・ 支部内の広報委員会を活性化させ、広報計画の策定など効率的で効果的な広報が実施できる環境づくりを行う。
- ・ 令和5年度より本格的に実施する生活習慣病予防健診の自己負担の軽減等の「更なる保健事業の充実」については、令和4年度に引き続き、様々な広報機会を活用し、広報を行う。
- ・ 加入者・事業主、健康保険委員等に幅広く情報発信をするため、全支部共通広報資材（動画、パンフレット等）を積極的に活用し、広報を行う。

- KPI:全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 54.0%以上とする

③ ジェネリック医薬品の使用促進

- ・県及び医療関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会）との連携を強化し、低迷する県内ジェネリック医薬品の使用割合の向上を図る。
- ・ジェネリック医薬品の薬効分類別の使用割合や県・全国平均との乖離、年齢別の使用割合等を、医療機関・調剤薬局ごとに見える化した情報提供ツールを、各医療機関等に配付することにより使用促進を図る。
- ・また、使用割合が低く影響力の大きい医療機関・調剤薬局については、訪問によりジェネリック医薬品の使用についての協力依頼を行う。
- ・県及び医療関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会）と連携し、医師・薬剤師を対象としたジェネリック医薬品使用促進並びに医薬品適正使用に係るセミナーを開催する。
- ・ジェネリック医薬品の使用を促すため、「ジェネリック医薬品希望シール」を事業所・加入者へ積極的に配布する。
- ・ジェネリックカルテ（本部提供）などを活用し、奈良支部の阻害要因を分析し、プレスリリースなどによりタイムリーな広報を行う。
- ・様々な世代の加入者へ、効果的な広報媒体を活用し（新聞、デジタルサイネージ広告、駅構内看板、県民だより、ATM 広告等）使用を促す。
- ・奈良支部が参加する奈良県後発医薬品安心使用促進協議会等において、ジェネリック医薬品の使用促進の意見発信を行う。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

【困難度：高】

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、ジェネリック医薬品の使用促進のための医療機関及び薬局への訪問・説明が困難になるなど予断を許さない状況である。また、一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続している。このように、コロナ禍や医薬品の供給不足など、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

- KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で80.0%以上とする
（※）医科、DPC、歯科、調剤

④ インセンティブ制度の着実な実施

- ・保険料率に直接影響のあるインセンティブ制度について、様々な広報媒体（ポスター・リーフレット・プレスリリース・ホームページ・定期広報物等）を活用することにより加入者及び事業主に理解していただくことに努め、インセンティブ制度の指標となっている各事業の実施率や使用割合等の向上を図る。

⑤ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

○医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

- ・現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、両計画の着実な実施及び令和5年度に行われる都道府県における次期計画の策定に向けて、積極的に参画するとともに意見発信を行う。

○医療提供体制に係る意見発信

- ・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

○上手な医療のかかり方に係る働きかけ

- ・地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCAサイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。

- KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

	<p>⑥ 調査研究の推進</p> <p>i) 統計データの分析と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 各事業を効果的に推進するため、本部提供データやツールの活用、目的に応じた分析・見える化を図る。 また、特定保健指導対象者の減少率が高いことから、その減少要因分析を行い、保健指導による疾病防止を一層推進する。 <p>ii) 調査研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 学識経験者及び外部有識者のアドバイスに基づき、生活習慣病予防健診未受診者に係る分析及びアンケート調査結果を、本部調査分析・研究グループの助言を受け、分析及びアンケート結果をまとめ学会発表を行う。
<p>組織・運営体制関係</p>	<p>(3) 組織・運営体制関係</p> <p>① 組織運営体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務処理の更なる標準化、効率化、簡素化を推進し、保険者機能強化に向けた組織体制を整備する。 インセンティブ制度や業績評価等の評価点数の低い項目を中心に取り組みを強化し、支部全体の底上げを図る。 事業計画の進捗状況は、毎月の定例ミーティングを通じて、事業進捗・事業実績の確認を行い、PDCA サイクルを回すことで KPI 並びに目標達成を目指す。 <p>② OJT と研修計画に基づく人材育成の確実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> OJT を中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで、保険者機能の更なる発揮に向けた人材の育成を図る。 支部の課題に対し、OJT 及び外部講師による研修を効果的に組み合わせることで、加入者サービスの向上を図る。

③リスク管理

- ・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案対応など、本部の指示に基づき、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。
- ・初動対応マニュアルを活用した定期訓練及び安否確認模擬訓練、リスク管理規程に基づく自主点検（個人情報に関する事項/毎月、全項目/年2回）等を通じて、日頃からのリスク対応に関する意識付けを行う。

④コンプライアンスの徹底

- ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修やヒヤリハット事案の共有等を通じてその周知・徹底を図る。
- ・年2回のコンプライアンス委員会の定期開催に加え、必要な都度、委員会を開催してコンプライアンスに係る取組みの検討、審議を行うことにより、コンプライアンスの更なる推進を図る。

⑤費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・調達における競争性を高めるため、十分な公告期間及び履行期間の確保を図り入札参加業者数の増加に努めるとともに、一者応札となった入札案件については、その要因の検証を行い、一者応札案件の減少に努める。
- ・契約内容及び調達方法の見直しを行うことで、費用対効果及び競争性を高めると共に事務の効率化を図る。
- ・支部の事務経費の管理徹底、支部内の手続き事務の簡素化等により職員のコスト意識を高める。

- KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする

令和5年度奈良支部保険者機能強化予算

令和5年度医療費適正化等予算

(単位:千円)

項目	令和4年度予算	令和5年度予算	結果
①関係先と連携した残薬調整運動	88	88	承認
②ジェネリック使用促進セミナー	288	288	承認
③医師会と連携した「かかりつけ医」推進啓発活動	363	363	承認
④市町村及び関係団体と連携した健康推進事業	506	506	承認
⑤ジェネリック医薬品に関する周知用封筒作成	-	59	承認
企画部門経費	1, 245	1, 304	
①「協会けんぽなら健康だより(納入告知書同封)」の発行	1, 056	1, 050	承認
②インセンティブ制度周知広報	550	605	承認
③「県民だより」による奈良支部事業の周知広報	1, 353	-	-
④任意継続申請セットの作成	550	-	-
⑤限度額適用認定申請セットの作成	495	-	-
紙媒体による広報経費	4, 004	1, 656	

※端数処理において合計金額が相違する場合があります。

令和5年度奈良支部保険者機能強化予算

令和5年度医療費適正化等予算

(単位:千円)

項目		令和4年度予算	令和5年度予算	結果
企画部門経費	①ジェネリック医薬品使用促進に関するバス広告	919	919	承認
	②地元紙への広告掲載	880	880	承認
	③近鉄の駅構内におけるジェネリック医薬品使用推進看板の設置	352	413	承認
	④奈良支部イメージキャラクター「ヘルシカくん」新ポーズイラスト作成	109	109	承認
	⑤ジェネリック医薬品使用促進に向けたデジタルサイネージ広告	1,650	2,200	承認
	⑥地元TVによる各事業の普及啓発	1,100	1,100	承認
	⑦「県民だより」による奈良支部事業の周知広報	-	1,353	承認
その他の広報経費		5,010	6,974	
医療費適正化等予算枠 9,951千円		10,259	9,934	

令和5年度医療費適正化等予算(特別枠)

項目		予算申請額	予算確定額	結果
企画部門経費	①ジェネリック医薬品普及促進に向けた金融機関ATM広告	2,841	2,841	承認
特別枠基準額 2,460千円		2,841	2,841	

※端数処理において合計金額が相違する場合があります。

令和5年度保健事業予算

(単位:千円)

項目		令和4年度予算	令和5年度予算	結果
	①「職場まるごと健康宣言」普及促進ツール作成	2,305	3,369	承認
	②健康講座	1,980	2,970	承認
	③健康経営普及セミナー	501	740	承認
	④保健事業計画アドバイザー契約	164	164	承認
コラボヘルス経費		4,950	7,243	
	①健診機関実地調査費用	12	12	承認
	②事業者健診委任状取得費(健診機関)	88	88	承認
	③事業者健診データ作成費(事業所)	385	385	承認
	④事業者健診結果データ取得に係る外部委託	6,380	(P24③に記載)	(特別枠)承認
	⑤協会主催の被扶養者向け集団健診	6,340	6,138	承認
	⑥健診推進経費	1,646	908	承認
	⑦生活習慣病予防健診未受診者への勧奨	2,812	3,861	承認
健診経費		17,663	11,392	

※端数処理において合計金額が相違する場合があります。

令和5年度奈良支部保険者機能強化予算

令和5年度保健事業予算

(単位:千円)

項目	令和4年度予算	令和5年度予算	結果
①特定保健指導中間評価時の血液検査費	792	660	承認
②保健指導用等雑費	1,083	1,133	承認
③保健指導推進経費	297	297	承認
④特定保健指導受診勧奨	0	440	承認
保健指導経費	2,172	2,530	
①レッドカード事業	275	275	承認
②未治療者に対する受診勧奨に係る外部委託	1,107	2,297	承認
③糖尿病性腎症経費	4,290	5,720	承認
④その他重症化予防経費(COPD啓発及び禁煙外来受診啓発)	1,650	1,650	承認
⑤歯科医師会と連携した口腔ケア普及事業	550	550	承認
重症化予防経費	7,872	10,492	
保健事業予算 31,677千円	32,657	31,657	

※端数処理において合計金額が相違する場合があります。

令和5年度保健事業予算(特別枠)

(単位:千円)

項目		予算申請額	予算確定額	結果
コラボヘルス経費	①健康経営優良法人認定にかかる認定申請料の助成	1,210	0	不承認
コラボヘルス経費	②健康測定機器の貸出し	2,101	0	不承認
健診経費	③健診実施率向上に向けた勧奨委託業務	9,075	9,075	承認
保健指導経費	④特定保健指導対象者の減少要因分析	852	852	承認
特別枠基準額 7,830千円		13,238	9,927	

※端数処理において合計金額が相違する場合があります。

【不承認理由】

① 健康経営優良法人認定にかかる認定申請料の助成

健康経営優良法人の申請を行うか否かは、事業所の判断に基づくものであり、また、事業所に対して、協会が助成金を支払うことは適当ではないと考えられるため。

② 健康測定機器の貸出し

本取組は、主に各種健康測定機器の無償貸し出しを通じた健康意識の醸成等を目的としたものであると思われるが、全支部の保健事業予算を効率化した額等を原資とした特別枠予算を使用し、一部支部の適用事業所へ健康測定機器の無償貸し出しを行うことは適当ではないと考えられるため。